

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

JICA ガイドライン案	改定委員会提言
I. 序論 1.1 理念 1.2 目的 1.3 定義 1.4 環境社会配慮の基本方針 1.5 JICA の責務 1.6 相手国政府に求める要件 1.7 対象とする協力事業 1.8 緊急時の措置 II. 環境社会配慮のプロセス 2.1 情報の公開 2.2 ステークホルダーとの協議 2.3 環境社会配慮の項目 2.4 審査諮問機関への諮問 2.5 カテゴリ分類 2.6 参照する法令と基準 2.7 社会環境と人権への配慮 2.8 JICA の意思決定 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保 2.10 ガイドラインの適用と見直し III. 環境社会配慮の手続き 3.1 要請確認段階(全てのスキームに共通) 3.2 開発調査(マスタープラン調査) 3.3 開発調査(フィージビリティ調査) 3.4 詳細設計調査 3.5 無償資金協力のための事前の調査 3.6 技術協力プロジェクト 3.7 フォローアップ 別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件 別紙2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 別紙3 カテゴリ A 案件のための環境影響評価報告書 別紙4 スクリーニング様式	I. 基本的事項 1. 環境社会配慮の理念 2. JICA の環境社会配慮の基本方針 3. ガイドラインの目的 4. 定義 5. 環境社会配慮の対象範囲(検討する影響のスコープ) II. 基本的手続き 1. 協力事業に環境社会配慮上もとめられる重要な事項等 2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み III. 環境社会配慮支援・確認の手続き 1. プロジェクトの要請確認段階(全てのスキームに共通) 2. 開発調査(マスタープラン調査) 3. 開発調査(フィージビリティ調査) 4. 詳細設計調査(D/D) 5. 無償資金協力 6. 技術協力プロジェクト 7. フォローアップ(協力事業終了後の追加的な支援) 別紙1 対象プロジェクトの計画に際し、相手国政府に求める環境社会配慮 別紙2 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 別紙3 カテゴリ A 案件のための現地環境影響評価報告書

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

I. 序論 1.1 理念 環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992 年の環境と開発に関するリオ宣言は、第 17 原則において、「環境影響評価は、国の手段として環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれない、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して実施されなければならない」と宣言している。 アジェンダ 2 1 は、その 9.12(b) で、各国政府は持続可能な開発に向けたエネルギー、環境、経済を統合した政策決定を行うための適切な方法論（特に環境影響評価を用いた方法論）の各国における開発を促進することを提案している。 世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。 日本の政府開発援助大綱は、ODA の実施にあたって、開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払うことを基本方針として定めている。 ODA の実施にあたっては、1985 年に OECD で「開発援助プロジェクト及びプログラムにかかる環境アセスメントに関する理事会勧告」が採択されて以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境配慮のガイドライン作成と運用を行っている。 JICA は、1988 年の第 1 次環境分野別援助研究会の提言に基づき、1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす開発調査の事前調査実施にあたって、スクリーニングとスコーピングを行ってきた。他方、JBIC は、1989 年以降環境配慮のガイドラインを導入し、2002 年には「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を定め、環境社会配慮の強化を進めている。 政府開発援助のうち技術協力を担う JICA が、相手国が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内	I. 基本的事項 1. 環境社会配慮の理念 「冒頭に、アジェンダ 2 1、世界人権宣言、主要援助機関のガイドライン等の国際的な規範、さらに日本における規範である ODA 大綱等を踏まえ、本ガイドラインの拠って立つべき環境社会配慮の基本理念を示すべきである。これにより、開発途上国を含む幅広いステークホルダーとの間で JICA の目指す環境社会配慮の価値規範について共通の理解を得ることができ、幅広い者の参加による環境社会配慮の確保を図ることが可能になる。具体的には、以下の内容を含むべきである。」 1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境問題への国際的な取り組みの第一歩が踏み出された。そして 1974 年のローマクラブによる「成長の限界」、さらに 1987 年の「我ら共有の未来」を経て、1992 年のリオデジャネイロにおける国連環境開発会議（地球サミット）に至る軌跡は、先進国と開発途上国で「持続可能な開発」を協働で取り組むべき地球規模の目標とする過程であった。しかし、その後の双方の努力にもかかわらず、多くの開発途上国は未だに「持続可能な開発」の軌道に乗れず、開発に伴う環境社会面での悪影響が少なからず報告されている。 平和国家である日本はこれまでに開発途上国の自助努力を支援するための開発協力に多大な貢献をしてきた。そして開発途上国との間で、以下に述べるような基本的価値と、環境と開発の共生ビジョンを共有していると認識している。 開発援助における技術協力を担う JICA が相手国の主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。なぜならば、持続可能な開発の達成に当たっては、開発に伴う様々な環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、それを支える社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが「環境社会配慮」であり、ODA における技術協力を担う JICA が環境社会配慮を適切に行うことが求められている。
--	---

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICAは環境社会配慮を適切に行うことが求められている。 環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。 したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも責任を持った発言が強く求められる。 このような考えの下、JICAは、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮する。	開発に伴う「環境社会配慮」という創造的行為を形作り実質的に機能させるには民主主義と基本的人権という基本的価値が保全されねばならない。我が国のODA大綱においてもこれらの価値の促進を強く謳っている。これらの価値から導かれる行動規範はいわゆる「良い統治 (Good Governance)」が備える属性としての参加性、意思決定の透明性、情報の公開性、説明責任、効率性である。 従って、「環境社会配慮」は基本的人権の遵守と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。これらの当然の帰結として、関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも責任を持った発言が強く求められる。 これらの価値と行動規範の拠って立つべき理念として、本件「環境社会配慮ガイドライン」は策定されたものである。
1.2 目的 JICAが行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。	3. ガイドラインの目的 本ガイドラインは、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の手續、環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の要点、対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、上記基本方針に掲げる JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保し、また日本国内及び相手国政府とステークホルダーに対する説明責任及び透明性の確保を図る。
1.3 定義 1. 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。 2. 「協力事業」とは、JICAが行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業をいう。 3. 「プロジェクト」とは、相手国が実施し、JICAが協力を行う対象の事業をいう。	4. 定義 本ガイドラインにおいて「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。 「配慮」とは、事業の計画と実施に当たって、情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、その影響を回避又は低減する対策を講ずることをいう。 本ガイドラインにおいて「協力事業」とは、開発調

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

4. 「環境社会配慮調査」とは、環境や地域社会に著しい影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトが及ぼす影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう。 5. 「戦略的環境アセスメント」とは、環境影響評価に対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。 6. 「環境社会配慮の支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。 7. 「環境社会配慮の確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）、情報公開や住民参加の制度的枠組み、運用状況等の各種情報、相手国政府との協議、現地調査等を通じて、プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。 8. 「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業をA・B・Cの3段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。Aは影響が重大であるもの、BはAに比較して小さいもの、Cは影響が最小限かほとんどないものを指す。 9. 「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。 10. 「ステークホルダー」とは、事業対象地に居住する住民(不法居住者を含む)、協力事業に知見もしくは意見を有する現地で活動しているNGO、研究者、関係する政府機関(中央及び地方の機関)等をいう。 11. 「国際約束」とは、外務省が要請を採択した後	査、無償資金協力、及び、技術協力プロジェクトにおいて JICA が実施する業務をいう。 本ガイドラインにおいて「対象プロジェクト」とは、協力事業における環境社会配慮支援・確認その他の協力の対象である相手国のプロジェクトをいう。 本ガイドラインにおいて「JICA 環境社会配慮調査」とは、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮を確保するために、協力事業において JICA が実施する環境社会配慮に係る調査をいう。 本ガイドラインにおいて「現地環境影響評価」とは、相手国の環境影響評価の制度に基づき事業実施主体が行う環境影響評価をいい、必要な諸手続を含むものである。 本ガイドラインにおいて「支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮を行うために必要な調査、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。 本ガイドラインにおいて「確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）及び情報公開や住民参加の制度的枠組み及び運用状況等の各種情報、相手国政府との協議、現地調査等を通じて、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。 本ガイドラインにおいて「意思決定」とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことをいう。要請確認段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICA は必要な確認を行った上で、意思決定を行う。 本ガイドラインにおいて「EIA レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策の検討、環境モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。 本ガイドラインにおいて「IEE レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、現地踏査、必要に応じた簡易な現地調査に基づく調査レベルをいう。
--	---

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

に、協力事業の実施について日本国政府と相手国政府が結ぶ約束のことをいう。 12. 「フォローアップ」とは、環境社会配慮調査の結果が相手国政府の事業実施の意思決定に反映されていることを確認することをいう。 13. 「Terms of Reference (TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。 14. 「Scope of Work (S/W)」とは、開発調査の範囲、内容、スケジュール、便宜供与、相手国実施機関と JICA の実施する事項などを規定した文書のことをいう。 15. 「Record of Discussion (R/D)」とは、技術協力プロジェクトの目的、活動、スケジュール、負担事項などを規定した文書のことをいう。 16. 「EIA レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策の検討、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。 17. 「IEE レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づく調査レベルをいう。	
1.4 環境社会配慮の基本方針 JICA は、相手国政府の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、協力事業を通じて相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。 JICA は、環境社会配慮の観点から相手国政府に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国政府の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。 要請案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、JICA は、環境社会配慮の支援と確認の結果及び協力事業の方針に関して外務省に提言を行う。 JICA は、以下の7項目が特に重要であると認識し	2. JICA の環境社会配慮の基本方針 「本ガイドラインにおいては、まず、ガイドラインの前提となる JICA としての環境社会配慮に取り組む基本方針を明らかにすることが必要である。基本方針としては、以下の内容を示すことが必要である。」 JICA は、相手国政府の開発目的に資する協力事業の対象プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避又は最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。 JICA は、協力事業の対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から満たされなければならない要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件を満たすことができるよう協力事業により環境社会配慮の支援を行う。JICA は、適切な支援が行われるよう相手国政府の取組及び協力事業の内容につき、適宜確

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

ている。 (重要事項1:幅広い影響を配慮の対象とする) JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。 (重要事項2:早期段階から環境社会配慮を実施する) JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。 (重要事項3:協力事業完了以降にフォローアップを行う) JICA は、協力事業の完了以降においても、必要に応じて一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対して働きかけを行う。また、必要な場合は別途の協力事業により支援を行う。 (重要事項4:協力事業の実施において説明責任を果たす) JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。 (重要事項5:ステークホルダーの参加を求める) JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、事業対象地に居住する住民(不法居住者を含む)、協力事業に知見もしくは意見を有する現地で活動している NGO、研究者、関係する政府機関(中央及び地方の機関)等の意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、責任を持った発言を強く求められる。 (重要事項6:情報公開を行う) JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。	認を行うとともに、これを踏まえて必要な意思決定を行う。 JICA は、環境社会配慮の支援及び確認の結果並びに協力事業の取扱いに関する JICA の見解を、協力案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、提言等により提供する。 (重要事項1:幅広い配慮対象の範囲) JICA は、環境及び社会面での幅広い影響を視野に入れ、対応を行う。 (重要事項2:早期段階からの環境社会配慮の確保) JICA は、協力案件の相手国政府における準備・形成段階から関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。 (重要事項3:協力事業完了以降のフォローアップ) JICA は、協力事業の完了以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対する働きかけを行い、必要に応じ協力事業により支援する。 (重要事項4:事業実施における説明責任) JICA は、事業実施において説明責任と透明性を確保する。 (重要事項5:ステークホルダーの参加) JICA は、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、事業対象地に居住する住民(不法居住者を含む)、対象プロジェクトに対して知見若しくは意見を有する国際及び現地の NGO、研究者、関係する政府機関(中央及び地方機関)等(以下「ステークホルダー」という。)の意味ある参加を対話を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分に反映する。
---	--

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

(重要事項7:JICA の実施体制を強化する) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。	参加するステークホルダーは責任を持った発言を強く求められる。 (重要事項6:情報公開) JICA は、適切な環境社会配慮を達成するために、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加と対話を確保するため、事業本体の情報を含めた環境社会配慮のための情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。 (重要事項7:内部の実施体制) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める。
1.5 JICA の責務 1. プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府であるが、JICA は、ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて以下のとおり行う。 2. 協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認し、カテゴリ分類を行う。 3. プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する。カテゴリ分類は、必要に応じて見直すとともに、情報公開とステークホルダーとの協議を通じてスコーピングを行う。 4. 環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。 5. 協力事業の終了後、フォローアップを行う。 6. 協力事業の環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術的支援を行う。 7. 相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。 8. 事業段階より上位のプランやプログラムの段階に関与する場合や、マスタープラン等の全体	(2) JICA による環境社会配慮支援・確認 JICA は、協力を行う各段階において、協力事業の性質に応じて環境社会配慮支援・確認を以下のとおり行う。 (a) 協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認し、カテゴリ分類を行うこと (b) 協力事業として対象プロジェクトの計画を策定する際（例えば、開発調査の事前調査や本格調査）に、対象プロジェクトのカテゴリ分類を必要に応じて見直す。これとともに、環境社会配慮のための様々な代替案を考察し、これらに関して調査・検討すべき項目及び調査等の手法を、情報公開を行った上でステークホルダーと協議し、その結果を反映させるプロセスを経て、選定すること（スコーピング） (c) 協力事業として対象プロジェクトを実施する際（例えば、技術協力プロジェクトの実施）に、モニタリングを行うこと (d) プロジェクトサイクルの評価段階に、フォローアップを行うこと 注)「スコーピング」:カテゴリ分類に基づき、調査・検討すべき代替案及び評価項目の範囲並びに調査の手法等について検討し、決定すること。 JICA は、上記協力事業の環境社会配慮を通じて、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努め、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。 9. 支援と確認を行うにあたり説明責任と透明性を確保する。 10. JICA により派遣される専門家は、職掌の範囲内の事項については、本ガイドラインの関連部分を尊重し、相手国政府への助言や協力を行う。	慮上の要件を満たすよう相手国政府に対して以下の支援を行う。 ○相手国と共同して、協力事業の環境社会配慮調査を行い、対象プロジェクトにおける適切な環境社会配慮を提示する。 ○協力事業の環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術的支援を行う。 ○相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。
1.6 相手国政府に求める要件 1. 相手国政府は、プロジェクトの計画・決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。 2. JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国政府に求め確認する。 3. 環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。 4. 環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。	1. 協力事業に環境社会配慮上求められる重要な事項等 (1) 協力事業に求められる環境社会配慮 「相手国政府が JICA の協力事業で行われる環境社会配慮に適切に準備、対応できるよう、JICA が協力を行う条件として、被援助国が対象プロジェクトについて行うことが求められる環境社会配慮の内容を示すことが重要である。」 JICA は、案件の採択の可否や、協力事業における環境社会配慮の作業を行うに際して、相手国政府において、対象プロジェクトについての環境社会配慮が適切に行われることを確認するとともに、これが確保されるよう相手国政府に支援を行う。 相手国政府に対して、別紙1に示す取組を求める。 2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み (1) 環境社会配慮の責任主体 対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICA は本ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認する。 (2) 現地環境影響評価文書の情報公開 現地環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「現地環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されなければならない。 現地環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステーク

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

	ホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。
1.7 対象とする協力事業 JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。	
1.8 緊急時の措置 JICA は、緊急を要する場合の環境社会配慮に関し、その方針や計画を審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果を情報公開する。なお、緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争後の復旧・復興支援などで環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。	
II. 環境社会配慮のプロセス 2.1 情報の公開 1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、相手国政府が、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報公開を協力事業を通じて支援する。 2. JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。 3. JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。 4. 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する情報を含む。 5. JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。 6. JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して積極的に働きかける。 7. 情報公開は、JICA が相手国政府と共同でステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な時間的余裕を持って行う。 8. JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及	(7) JICA の環境社会配慮支援・確認に係る情報公開、ステークホルダーの参加 ① 基本的考え方 対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、相手国政府が、対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開を実施することを支援する。 JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で本ガイドラインに則って対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら情報公開する。 JICA は、協力事業の初期段階において、上記情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する関係の情報を含む。 JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。 JICA は、協力事業のプロセスにおけるものを含め対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報が現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して技術協力等を積極的に行う。 ② 情報公開の時期と方法

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

び英語により行うとともに、JICA 図書館、現地事務所等において閲覧に供する。 9. JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を作成し、積極的に情報公開を行う。	情報公開は、ステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な時間的余裕を持って行う。JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、JICA 本部、現地事務所等において閲覧に供する。 JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、現地において、地域の人々が理解できる言語と様式による資料を作成し、積極的に情報公開を行う。
2.2 ステークホルダーとの協議 1. JICA は、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、ステークホルダーとの協議を相手国政府と共同で行い、その結果を協力事業に反映する。 2. 参加するステークホルダーは責任を持った発言を強く求められる。 3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を事前の広報により周知する。 4. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階からステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。 5. JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、ステークホルダーとの協議を行う。 6. 協議を行った場合は、JICA は、協議記録を作成する。	③ ステークホルダーとの協議 JICA は、協力事業の主要な段階において、合理的な範囲内でできる限り幅広いステークホルダーとの協議を相手国政府と共同で行い、その結果を協力事業に反映させる。 ステークホルダーとの協議を行う際、対象プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を事前の広報により周知し、意味ある協議とする。 JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討が可能な早い段階からステークホルダーとの協議を行う。この場合、少なくともスコーピング時及び環境社会配慮の概要検討時（協力事業のインテリムレポート作成時等）及び最終報告書案作成時等の各段階において継続的に協議を行う。 協議の内容については、対象プロジェクト全体についてのニーズや問題の把握について検討したり、代替案について検討したりすることも広く含める。カテゴリ B についても、必要に応じ、ステークホルダーとの協議を行う。 協議を行った場合は、協議記録を作成しなければならない。 ④ 意見の聴取と反映 JICA は、協力事業の主要な段階で、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、必要に応じ、ステークホルダーからの情報提供を促進し、その結果を協力事業に反映させる。 JICA は、必要に応じ、関係機関、大学・研究機関、NGO、地域住民等の意見を求める。

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

2.3 環境社会配慮の項目 1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含む。 2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。 3. 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。	5. 環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコープ） 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに以下に列挙するような事項への社会影響を含む。 ・非自発的住民移転等人口移動 ・雇用や生計手段等の地域経済 ・土地利用や地域資源利用 ・社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織 ・既存の社会インフラや社会サービス ・貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ ・被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性 ・ジェンダー ・子どもの権利 ・文化遺産 ・地域における利害の対立 ・HIV/AIDS 等の感染症 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響は、対象プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが必要である。 ③ 環境社会調査における不確実性及び予防的取組手法の考慮 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴うことがある。そのため、影響の規模や不確実性等が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な取組手法に即した環境社会配慮を適用する必要がある。
2.4 審査諮問機関への諮問 1. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見	(6) 審査諮問機関の設置と活用 JICA は、対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の支援・確認に関し、環境社会配慮審

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。 2. 審査諮問機関は、カテゴリ A 案件とカテゴリ B 案件について、要請段階から関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。 3. 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。 4. 調査作業監理委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮について検討する場合においても、審査諮問機関の助言を得る。	査室の審査を助けるために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。 審査諮問機関は、カテゴリ A 及び B 案件について、要請段階から関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮面での助言を行う。なお、個別プロジェクトの特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求めることとする。 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。 審査諮問機関と既存の作業監理委員会との役割分担を明確にする必要がある。
2.5 カテゴリ分類 1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて 3 段階のカテゴリ分類を行う。 2. カテゴリ A : 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリ A に分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 2 に示す。 3. カテゴリ B : 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる協	(3) カテゴリ分類 JICA は、協力事業の実施に際して、対象プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて 3 段階のカテゴリ分類を行う。本ガイドラインにおいて「スクリーニング」とは、対象プロジェクトの事業特性と地域特性に基づき、協力事業における環境社会配慮の手続と内容を決めるための作業をいう。 カテゴリ A : 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリ A に分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 2 に示す。

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

力事業はカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。 4. カテゴリ C : 環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。 5. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 6. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。	カテゴリ B : 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。 カテゴリ C : 環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト。 スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じて機動的にカテゴリ分類を変更するものとする。 マスター・プラン作成の場合のように、協力事業の初期段階では対象プロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合は対象プロジェクトを想定してカテゴリ分類を行い、対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体（複合的、累積的影響）に対しスクリーニングを行う。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。協力事業の進捗に伴い対象プロジェクトが絞り込まれた以降は、適宜カテゴリ分類を見直すものとする。
2.6 参照する法令と基準 1. JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下のように確認する。 2. JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。 3. JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）に対話を通じて働	(4) 環境社会配慮確認の要点 JICA は、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。 ○相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。 ○さらに、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）及びプロジェクト実施主体に対話を通じて働きかけを行

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

きかけを行い、その背景、理由等を確認する。 4. JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。	い、その背景、理由等を確認する。なお、環境社会配慮確認においては、JICA は対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。
2.7 社会環境と人権への配慮 1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、特別な配慮が求められる。 2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。	(5) 環境社会配慮に当たり勘案すべき事項 ① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。このため、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮しなくてはならない。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、特別な考慮が求められる。例えば、人々が自由な意見を表明することが困難な国・地域では、ステークホルダーの安全のため、情報提供者を匿名にすること、通訳を JICA 側が確保することなどが考えられる。 ② 人権等に関する国際条約等の尊重 JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。
2.8 JICA の意思決定 1. JICA は、プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う。提言には、必要に応じて、より上位の調査に変更することや、無償資金協力のための事前の調査から開発調査に変更することなどを含める。 2. JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保される	(8) JICA の意思決定 JICA は、対象プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、対象プロジェクトに関する環境社会配慮の観点から外務省に提言する。この場合において、重大な環境社会影響が予想される際には、相手国政府において当該対象プロジェクトの環境影響評価が必ず実施されることを求める旨の提言を外務省に行うとともに、必要に応じ、個別事業の要請であっても代替案検討を含むより上位の調査に変更すること、事業への無償資金協力から開発調査に変更すること、影響住民との協議を十分行うこと、代替案の

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

よう協力事業に必要な措置を盛り込む。 3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。	検討を十分に行うことなどを採択の条件とすべき旨を外務省に提言する。 JICA は、外務省からの実施指示後、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。 このような対応を行っても、対象プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを決定し、外務省に提言する。ここで「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにも関わらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する計画がない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。 JICA は、調査結果を反映した協力事業の最終報告書が本ガイドラインを満たすことを確認した上で、外務省及び相手国政府に提出する。
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保 JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はガイドラインの遵守を確保する一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。	(9) ガイドラインの適切な実施及び遵守の確保 JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はその一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。
2.10 ガイドラインの適用と見直し 1. 本ガイドラインは、2004年4月1日より施行し、2004年度の要請案件から適用する。2004年4月1日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用して協力事業を実施する。ただし、異議申し立て制度については、早急に体制整備を進める。 2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行	(10) ガイドラインの適用及び見直し 本ガイドラインは、2004年4月1日より施行し、2004年度の要請案件から適用する。2004年4月1日以前に要請がなされた案件については、可能な範囲で本ガイドラインを適用する。 本ガイドラインの運用実態についての確認を行い、これに基づき、本ガイドライン施行後5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。 3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。	を行う。 改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の住民や NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を十分に聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで改定を行う。 協力事業実施の経験に基づいた環境社会配慮ガイドラインの運用上の課題や対応策（特に社会配慮やマスタープランに関連して）を調査研究し、本ガイドラインの見直しに反映させる。
III. 環境社会配慮の手続き 3.1 要請確認段階(全てのスキームに共通) 1. 外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ1回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し外務省に提言を行う。 2. JICA は、カテゴリ A に分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。 3. カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。 4. 外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を情報公開する。また、カテゴリ A とカテゴリ B の協力事業については、JICA が外務省に提言した内容を情報公開する。	III. 環境社会配慮支援・確認の手続 1. プロジェクトの要請確認段階(全てのスキームに共通) ①外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特徴を踏まえ1回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し、外務省に提言する。JICA は、カテゴリ A に分類された案件については、意思決定に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して意思決定に反映する。 ②必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。このような情報公開の実施が案件採択の条件であることについて、要請受付段階において相手国政府に対して説明しておく必要がある。 ③外務省が要請を採択し、JICA に実施の指示が来た段階で、JICA は、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を情報公開する。 また、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された協力事業については、上記①で JICA が外務省に提言した内容（開発ニーズ、環境社会影響、調査及び事業の

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

	実施段階での政治・社会状況への配慮、住民参加と情報公開についての JICA の分析及び見解、採択の可否やその条件など要請案件への支援に対する JICA の見解及びその根拠を含む) について情報公開を行う。
3.2 開発調査(マスタープラン調査) 3.2.1 事前調査段階 1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき事前調査を行う。この際、カテゴリ A 及び B の調査については必ず、カテゴリ C の調査については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。 2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR) 案を作成する。JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。 4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。 5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、Scope of Work (S/W) 案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。 3.2.2 S/W 署名段階 1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場	2. 開発調査 (マスタープラン調査) 2-1. 事前調査段階 ①JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき、協力事業の事前調査を行う。この際、カテゴリ A 及び B に分類された協力事業については必ず、カテゴリ C に分類された協力事業については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。 ②JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記 1. ②で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 ③JICA は、カテゴリ分類に基づき第 1 段階のスコーピングを行い、その結果に基づく JICA 環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR) 案を作成する。ICA は、カテゴリ A に分類された協力事業については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取り、情報公開を行った上でステークホルダーとの協議を行い、その結果を TOR 案に反映させる。 ④JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。 ⑤JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた協力事業の Scope of Work (S/W) 案を作成する。また、JICA 環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。 2-2. S/W 署名段階

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。 2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。	①JICA は、実施内容と体制について相手国政府と合意できた協力事業について、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力事業を実施すべきでないと意思決定をした場合には、外務省に対して協力事業の中止を提言する。
3.2.3 本格調査段階	②JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。
1. JICA は、カテゴリ A 又は B の調査については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。 3. JICA は、スコーピングを行い、事前調査で作成・合意した環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて修正し、TOR を作成する。カテゴリ A の調査については、スコーピング案を情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を TOR に反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリ B についても必要に応じて、ステークホルダーとの協議を行う。 4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。なお、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。 5. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。 6. カテゴリ A の調査については、JICA は、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、ステークホルダーとの協議を行う。 7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果	注)「Terms of Reference」：環境社会配慮調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したもの。スコーピングを通じて作成される。 「Scope of Work」：開発調査の範囲、内容、スケジュール、便宜供与などを規定した合意文書。「実施細則」。 2-3. 本格調査段階 ①JICA は、カテゴリ A 又は B に分類された協力事業については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 ②JICA は、2-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。 ③JICA は、第2段階のスコーピングを行い、事前調査で作成・合意した JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて改定し、TOR を作成する。カテゴリ A に分類された協力事業については、情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を TOR に反映させる。協議の内容については、対象プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリ B についても必要に応じて、ステークホルダーとの協議を行う。 ④TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとし、必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする。JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。 ⑤JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討などの

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。カテゴリ A の調査については、同案を情報公開するとともに、ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書案に反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、ステークホルダーとの協議を行う。 8. JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。 9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。	JICA 環境社会配慮調査を行い、この間、適宜、調査の過程で作成するインテリムレポート等各種レポートに反映する。 ⑥ JICA は、環境社会配慮の概要検討時（協力事業のインテリムレポート作成時等）に、情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。 ⑦JICA は、上記を踏まえ、JICA 環境社会配慮調査結果を反映した協力事業の最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、ステークホルダーと協議を行い、その結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。 ⑧JICA は、調査結果を反映した協力事業の最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。 ⑨JICA は、協力事業の最終報告書を完成後速やかに情報公開する。
3.3 開発調査(フィージビリティ調査) 3.3.1 事前調査段階 1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき、事前調査を行う。この際、カテゴリ A 及び B の調査については必ず、カテゴリ C については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。 2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的スコopingを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の TOR 案を作成する。JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。 4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等	3. 開発調査（フィージビリティ調査） 3-1. 事前調査段階 ①JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき、協力事業の事前調査を行う。この際、カテゴリ A 及び B に分類された協力事業については必ず、カテゴリ C に分類された協力事業については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。 ②JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記 1. ②で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 ③JICA は、カテゴリ分類に基づき第 1 段階のスコopingを行い、その結果に基づく JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を作成する。JICA は、カテゴリ A に分類された協力事業については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取り、情報公開を行った上でステークホルダーとの協議を行い、その結果を TOR 案に反映させる。 ④JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

の方法をまとめる。 5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、S/W 案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国政府による計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。 3.3.2 S/W 署名段階 1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。 2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。 3.3.3 本格調査段階 3.3.3.1 カテゴリ A の調査 1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。 3. JICA は、スコーピングを行い、事前調査で合意した環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて修正し、TOR を作成する。スコーピング案を情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を TOR に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。 4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。 5. JICA は、TOR に従い、EIA レベルで、環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）やモニ	を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。 ⑤JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた協力事業の S/W 案を作成する。また、JICA 環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。 3-2. S/W 署名段階 ①JICA は、実施内容と体制について相手国政府と合意できた協力事業について、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力事業を実施すべきでないと意思決定をした場合には、外務省に対して協力事業の中止を提言する。 ②JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。 3-3. 本格調査段階 3-3-1. カテゴリ A に分類されたプロジェクト ①JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 ②JICA は、3-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。 ③JICA は、第2段階のスコーピングを行い、事前調査で作成・合意した JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて改定し、TOR を作成する。情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を TOR に反映させる。協議の内容については、対象プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。 ④TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとし、必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする。JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。
--	---

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

タリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。 6. JICA は、環境社会配慮の概要検討時に情報公開した上で、ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。 7. JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。 8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。 9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。	⑤JICA は、TOR に従い、EIA レベルで、対象プロジェクトが環境社会に及ぼす影響の調査、予測及び評価を行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）、環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）等を検討する JICA 環境社会配慮調査を行う。同調査は、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討を含むこととし、この間、適宜調査の過程で作成するインテリムレポート等各種レポートに反映する。 ⑥ JICA は、環境社会配慮の概要検討時（協力事業のインテリムレポート作成時等）に、情報公開した上でステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。 ⑧JICA は、JICA 環境社会配慮調査結果を反映した協力事業の最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、ステークホルダーと協議を行い、その結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。 ⑨JICA は、調査結果を反映した協力事業の最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。 ⑩JICA は、協力事業の最終報告書を完成後速やかに情報公開する。
3.3.3.2 カテゴリ B の調査 1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。 3. JICA は、スコーピングを行い、事前調査で合意した環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて修正し、TOR を作成する。 4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。 5. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、調査の結果を適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。 6. JICA は、IEE レベルの調査結果を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、上記	3-3-2. カテゴリ B に分類されたプロジェクト ①JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 ②JICA は、3-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。 ③JICA は、第2段階のスコーピングを行い、事前調査で作成・合意した JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて改定し、TOR を作成する。 ④TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとし、必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする。JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。 ⑤JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェク

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

「3.3.3.1」の手続きに従う。カテゴリBとされたものについては、環境社会配慮調査の結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。 7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。その結果を最終報告書に反映させる。 8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。 9. JICA は必要に応じて、ステークホルダーとの協議を行う。 10. JICA は、最終報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。	トを実施しないことを含む代替案の検討などの JICA 環境社会配慮調査を行い、この間、適宜調査の過程で作成するインテリムレポート等各種レポートに反映する。 ⑥JICA は、上記 JICA 環境社会配慮調査を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、ステークホルダーの参加を得て第3段階のスコopingを行い、それ以降は、上記「3.3.1」の手続きに従う。カテゴリBとされたものについては、JICA 環境社会配慮調査結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。 ⑦JICA は、上記を踏まえ、JICA 環境社会配慮調査結果を反映した協力事業の最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。同案を情報公開するとともに、ステークホルダーとの協議を行い、その結果を協力事業の最終報告書に反映させる。 ⑧JICA は、調査結果を反映した協力事業の最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。 ⑨JICA は、協力事業の最終報告書を完成後速やかに情報公開する。
3.4 詳細設計調査 3.4.1 連携 D/D JICA は、JBIC との連携 D/D については、JBIC ガイドラインに基づき、通常の案件と同様の環境審査プロセスを行った案件であって、円借款を供与することが適切であると JBIC により判断されたものを対象とする。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。 3.4.1.1 事前調査段階 1. JICA は、カテゴリAとカテゴリBの案件については、JBIC から環境社会配慮に関する資料を入手し、JBIC の判断の結果を確認する。 2. JICA は、相手国政府が作成した環境や社会へ与える負の影響に対する緩和策(影響の回避と軽減ができない場合の補償・代償措置を含む)、モニタリング、及び有償資金協力供与の条件とな	4. 詳細設計調査 (D/D) JICA は、JBIC が JBIC ガイドラインに基づき、通常の案件と同様の環境審査プロセスを行った案件であって、円借款を供与することが適切であると判断されたもののみを採択対象とする。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。 一方、JBIC との連携 D/D 以外の D/D については、本ガイドラインを遵守していることを確認した案件のみを採択対象とする。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。 4-1. 要請段階 ①カテゴリAについては、相手国政府・実施機関に対して対象プロジェクトに関する現地環境影響評価報告書の提出を求める。現地環境影響評価報告書に記載されていない内容(別紙3に示

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

る環境社会面での対応等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などが適切に確保されているか確認する。適切に確保されていない項目については、JICAはJBICに情報提供を行い対応を求める。また、提供した情報を公開する。	す。なお、非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転に関わる計画が、先住民族に影響を与える場合は先住民族への影響緩和に関する計画等が添付されていなければならない。
3.4.1.2 S/Wの署名 1. JICAは、相手国政府と合意できた場合、TOR案を含むS/Wに署名する。合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。	②カテゴリBプロジェクトについては、現地環境影響評価が実施されていれば相手国政府・実施機関に対して同報告書の提出を求める。実施されていない場合は、環境社会配慮に関する他の調査報告書や情報の提供を求める。
3.4.1.3 本格調査 1. JICAは、カテゴリAとカテゴリBの調査については、調査団に環境社会配慮に必要な団員を参加させる。 2. 調査中に新たな環境社会影響が判明した場合は、JICAはJBICに情報提供を行い対応を求める。また、提供した情報を公開する。 3. JICAは、重大な影響が判明し適切な対応が困難と判断される場合は、外務省に対して調査の中止を提言する。また、提言内容を公開する。 4. JICAは、入札行為に影響を及ぼさない範囲で最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA図書館と現地事務所で情報公開する。	③カテゴリA又はBのプロジェクトについては、現地環境影響評価報告書、相手国政府等の環境許認可証明書、住民移転に関わる計画書、先住民族への影響緩和に関する計画書等相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書を入手後速やかに公開する。 ④JICAは、要請案件がJBICガイドライン又は本ガイドラインを遵守していないと判断した場合は、案件の不採択又は開発調査など別のスキームを使った環境社会配慮調査の実施を外務省に提言する。
3.4.2 連携D/D以外のD/D JBICとの連携D/D以外のD/Dについては、3.4.2.1で示した資料をJBICガイドラインを参考に審査し、環境社会配慮が適切に行われたものを対象とする。JICAは、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。	4-2. 事前調査段階 ①JICAは、相手国政府・実施機関が作成した環境社会影響を回避・緩和・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）、環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）及び有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などが適切に確保されているか確認する。適切に確保されていない場合は改善を求める。改善がなされない場合は、協力事業の中止を外務省に提言する。
3.4.2.1 要請確認段階 1. カテゴリAの要請案件については、相手国政府・実施機関に対して環境影響評価報告書の提出を求める。環境影響評価報告書に記載されていない内容が別紙3に示す。なお、非自発的住民移転が発生する場合には住民移転に関わる計画が、先住民族に影響を与える	②カテゴリA又はBに分類された協力事業については、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、関連情報の収集と現地踏査及びステークホルダーとの協議を行う。 ③JICAは、カテゴリ分類に基づきスコーピングを行い、その結果に基づくJICA環境社会配慮調査のTOR案を作成する。 ④JICAは、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

場合は先住民族への影響緩和に関する計画等が添付されていなければならない。 2. カテゴリ B の要請案件については、環境影響評価が実施されていなければ相手国政府・実施機関に対して同報告書の提出を求める。実施されていない場合は、環境社会配慮に関する他の調査報告書や情報の提供を求める。 3. JICA は、カテゴリ A 又は B の要請案件については、環境影響評価報告書、相手国政府等の環境許認可証明書、住民移転に関わる計画書、先住民族への影響緩和に関する計画書等相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書を入手後速やかに公開する。 4. JICA は、要請案件が JBIC ガイドラインに基づき、適切ではないと判断した場合は、案件の不採択又は開発調査など別のスキームを使った環境社会配慮調査の実施を外務省に提言する。	をまとめる。 ⑤JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた協力事業の S/W 案を作成する。また、JICA 環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。
3.4.2.2 事前調査段階 1. JICA は、相手国政府が作成した環境や社会へ与える負の影響を回避・軽減するための緩和策（影響の回避が出来ない場合の代償措置を含む）、モニタリング、及び制度の整備等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などが適切に確保されているか確認する。適切に確保されていない場合は改善を求める。改善がなされない場合は、協力事業の中止を外務省に提言する。 2. カテゴリ A 又は B の調査については、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行う。 3. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。 4. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、S/W 案を作成する。	4-3. S/W の署名 ①環境社会影響を回避・緩和・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）、環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）、有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応などを適切に実施するために相手国政府・実施機関と JICA が行う事項を明確にした上で S/W に盛り込む。また、協力事業期間中に新たな環境社会影響が判明した場合の対応を S/W に盛り込む。カテゴリ A 又は B に分類された案件は、S/W 作成過程にステークホルダーの意見を反映する。 ②JICA は、実施内容と体制について相手国政府と合意できた協力事業について、TOR 案を含む S/W に署名する。S/W の内容に合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力事業を実施すべきでない意思決定をした場合には、外務省に対して協力事業の中止を提言する。 ③JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。 4-4. 本格調査 ①S/W での合意に基づき、対象プロジェクトの環境社会影響に関する回避・緩和・補償策、環境管理計画、融資の条件などが適切に実施されることを確保するために必要な支援を行う。 ②詳細設計調査中に判明した新たな環境社会影響については、軽微なものであれば相手国政府・実施機関やステークホルダーなどと協議して、対象プロジェクトが本ガイドライン及び JBIC ガイドラインを遵守するように適切な対応策を検討する。 ③重大な影響が判明した場合や両ガイドラインの遵
3.4.2.3 S/W の署名	

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

1. 環境や社会へ与える負の影響を回避・軽減するための緩和策（影響の回避が出来ない場合の代償措置を含む）、モニタリング、制度の整備などを適切に実施するために相手国政府と JICA が行う事項を S/W に盛り込む。また、協力の期間中に新たな負の影響が判明した場合の対応を S/W に盛り込む。 2. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。S/W の内容に合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないとは判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。 3. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関する情報を公開する。 3.4.2.4 本格調査 1. JICA は、S/W での合意に基づき、環境社会影響を回避・軽減・代償する緩和策、モニタリング計画と制度の整備の詳細を作成するために必要な支援を行う。 2. 調査中に判明した新たな環境社会影響については、軽微なものであれば相手国政府やステークホルダーなどと協議して、適切な対応策を検討する。 3. JICA は、重大な影響が判明し適切な対応が困難と判断される場合は、外務省に対して調査の中止を提言する。 4. JICA は、環境社会配慮面での調査や支援の内容を含んだ調査の最終報告書を作成し、相手国政府に提出する。 5. JICA は、入札行為に影響を及ぼさない範囲で最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。	守が困難と判断される場合は、外務省に対して詳細設計調査の中止を提言する。 ④JICA は、環境社会配慮面での調査や支援の内容を含んだ詳細設計調査の最終報告書を作成し、両ガイドラインを満たすことを確認した上で外務省及び相手国政府に提出する。 ⑤最終報告書は、外務省への提言内容を含めて速やかに公開する。
3.5 無償資金協力のための事前の調査 3.5.1 カテゴリ A の調査 1. JICA は、基本設計調査に先立ち、環境影響評価の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否か等について予備調査等を通じ確認する。JICA は、その結果を速やかにウェブサイトで情報公開する。	5. 無償資金協力 5-1. カテゴリ A に分類されたプロジェクト ①JICA は、基本設計調査に先立ち、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について予備調査等を通じ、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、その結果を速やかに情

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

2. JICA は、環境影響評価が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合、基本設計調査(B/D)を行う。環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果をB/Dに反映する。JICA は、基本設計報告書を完成後速やかにウェブサイト、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。 3. JICA は、環境影響評価が十分に実施されていない場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要がある場合は、開発調査等のスキームを用いて本ガイドラインの3.3を踏まえ必要な環境社会配慮調査を行うことや協力の中止を含めた対策を外務省に提言する。	報公開する。 ②JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、基本設計調査(B/D)を行う。現地環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果をB/Dに反映する。JICA は、協力事業の基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。 ③JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言する。
3.5.2 カテゴリBの調査	5-2. カテゴリBに分類されたプロジェクト
1. JICA は、環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価等がなされているか否か等について予備調査等を通じ、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、その結果を速やかにウェブサイトで情報公開する。 2. JICA は、環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合は、B/D を行う。環境影響評価等の結果は B/ D に反映する。JICA は、基本設計報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。 3. JICA は、環境影響評価等が実施されていない場合など、環境社会配慮調査が必要な場合、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣するなど、予備調査等にて環境社会配慮調査のスコーピングを行う。具体的には、ニーズの把握、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討、スケジュール等を内容とする環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。 4. JICA は、TOR に従い、IEE レベルの環境社会配	①JICA は、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について予備調査等を通じ、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、その速やかに情報公開する。 ②JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、B/D を行う。現地環境影響評価等の結果は B/ D に反映する。JICA は、協力事業の基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。 ③JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、環境社会配慮調査が必要な場合、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、B/D に先立ち予備調査を行い、スコーピングを行う。ニーズの把握、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。 ④JICA は、TOR に従い、IEE レベルの JICA 環境社会配慮調査を行う。JICA 環境社会配慮調査が終了した

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

慮調査を行う。IEE レベルの調査が終了した段階で、2回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を協力の中止を含めた対応策を外務省に提言する。再度カテゴリ B とされたものについては、環境社会配慮調査の結果を B/D に反映させ、基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。 JICA は、調査結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所の情報公開する。	段階で、2回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、5-1. で対応する。再度カテゴリ B とされたものについては、JICA 環境社会配慮調査の結果を B/D に反映させ、協力事業の基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。
3.6 技術協力プロジェクト 3.6.1 カテゴリ A の技術協力プロジェクト 1. JICA は、事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否か等について調査を行い、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所の情報公開する。 2. JICA は、環境影響評価が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリングや環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた Record of Discussion (R/D) の署名を行う。JICA は、R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所公開する。 3. JICA は、環境影響評価が実施されていない場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要がある場合は、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言する。 4. JICA は、協力の実施期間中に、相手国政府が行	6. 技術協力プロジェクト 6-1. カテゴリ A に分類されたプロジェクト ①JICA は、協力事業の事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかに情報公開する。 ②JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた対象プロジェクトの協議議事録(R/D)の署名を行う。対象プロジェクトは、現地環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。JICA は、協力事業の R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。 ③JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言す

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。 5. JICA は、協力の実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。 6. JICA は、協力の終了後、自然や社会環境への影響が、環境影響評価や環境社会配慮調査で予測されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。	る。 ④JICA は、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果を情報公開する。 ⑤JICA は、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。 ⑥対象プロジェクト終了後、JICA は、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査等で予測されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかに情報公開する。
3.6.2 カテゴリ B の技術協力プロジェクト 1. JICA は、事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価等がなされているか否か等について調査を行い、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。 2. JICA は、環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要がない場合は、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた R/D の署名を行う。協力は、環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。JICA は、R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。 3. JICA は、協力の実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。	6-2. カテゴリ B に分類されたプロジェクト ①JICA は、協力事業の事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかに情報公開する。 ②JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた対象プロジェクトの協議議事録(R/D)の署名を行う。対象プロジェクトは、現地環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。JICA は、協力事業の R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。 ③JICA は、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果を情報公開する。

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

4. JICA は、協力の実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。 5. JICA は、協力の終了後、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査で予想されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。 6. JICA は、環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて環境影響評価を行う必要がある場合は、スコーピングを行い、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討、調査方法、スケジュール等を内容とする環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。 7. JICA は、TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行う。IEE レベルの調査が終了した段階で、2回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を協力の中止を含めた対応策を外務省に提言する。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。調査結果を、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。 8. JICA は、再度カテゴリ B とされたものについては、調査結果を R/D に反映させる。環境社会配慮調査の結果に基づき必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた R/D の署名を行う。JICA は、R/D と環境社会配慮に関連する情報をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。 3.6.3 モニタリング 1. JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された技術協力プロジェクトについては、環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するため	④JICA は、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。 ⑤対象プロジェクト終了後、JICA は、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査で予想されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかに情報公開する。 ⑥JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、スコーピングを行い、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討、調査方法、スケジュール等を内容とする TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。 ⑦JICA は、TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、2回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、6.1 の手続きで対応する。再度カテゴリ B とされたものについては、JICA 環境社会配慮調査結果を協力事業の R/D に反映させる。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。 ⑧JICA は、協力事業の JICA 環境社会配慮調査結果に基づき必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた協力事業の R/D の署名を行う。対象プロジェクトは、JICA 環境社会配慮調査の結果を踏まえて計画され実施する。JICA は、協力事業の R/D と環境社会配慮に関連する情報を公開する。 6-3. モニタリング JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された技術協力プロジェクトについては、環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、重要な環境社会面への影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府の実施機関(C/P)を通じて確認する。また、必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICA が自ら調査を実施する。
---	---

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

に、重要な環境社会面への影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府の実施機関(C/P)を通じて確認する。また、必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICA が自ら調査を実施する。 2. 第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国政府に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、指摘事項の精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。 3. 事業実施主体がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する協力を行う。	第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国政府に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、指摘事項の精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。 事業実施主体がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する協力を行う。 6-4. JICA により派遣される専門家は、本ガイドラインの理念に基づき、相手国政府の環境社会配慮の支援を行う。職掌の範囲内の事項については、本ガイドラインの関連部分を遵守し、相手国政府への助言や協力を行う。
3.7 フォローアップ 1. 環境影響評価の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、JICA は、環境社会配慮調査結果を考慮した環境影響評価の手続きを確認するためにフォローアップを行う。 2. JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの住民移転計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。 3. 事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題の把握に努める。	7. フォローアップ（協力事業終了後の追加的な支援） プロジェクトサイクルの準備段階の終了以降における現地環境影響評価等の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、JICA は、事業実施主体の現地環境影響評価の実施状況を確認するためにフォローアップを行う。 ○ 協力事業終了後、協力事業の目的である対象プロジェクトの支援となったかどうかを確認し、必要な措置を講ずるために JICA はフォローアップを行う。 ○ JICA は、環境社会配慮の内容や提言が、対象プロジェクトの現地環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策、あるいは代替案の検討などに生かされているかどうかを適宜確認し、その結果を公開する。 ○ 事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は問題の把握に努め、必要に応じて現地調査を実施する。
別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件	（別紙1）対象プロジェクトの計画に際し、相手国政府に求められる環境社会配慮

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

基本的事項 1. プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。 2. このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。 3. このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。 4. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。 対策の検討 1. プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上より良い案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。 2. モニタリング、制度の整備など適切な事業実施段階の計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。 環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコップ） 1. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響に	●基本的事項 ・プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。 ・このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。 ・このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。 ・特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。 ●対策の検討 ・プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上より良い案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。 ・モニタリング計画、環境管理上の計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。 ●環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコップ）
--	---

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症。 2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。 法令、基準、計画等との整合 1. プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。 2. プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。 社会的合意 1. プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェク	ープ) ・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症。 ・調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。 ●法令、基準、計画等との整合 ・プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。 ・プロジェクト、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。 ●社会的合意 ・プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェク
--	--

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

ト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。 2. 女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。 非自発的住民移転 1. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。 2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。 3. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。 先住民族 プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族	トについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。 ・女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。 ●非自発的住民移転 ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。 ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。 ・非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。 ●先住民族 ・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。
--	---

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。 モニタリング - プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。 - 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。 - モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公表されていることが望ましい。 - 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。	●モニタリング - プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。 - 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。 - モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公表されていることが望ましい。 - 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。
別紙2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の協力事業をカテゴリ分類する際には、協力事業の内容に応じて2.5に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。 影響を及ぼしやすいセクター 以下に示すセクターのうち大規模なもの。	(別紙2) 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の対象プロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクト毎の内容に応じて「Ⅱ. 2. (3)」に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。 影響を及ぼしやすいセクター 以下に示すセクターのうち大規模なもの。

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

(1) 鉱業開発 (2) 工業開発 (3) 火力発電（地熱含む） (4) 水力発電、ダム、貯水池 (5) 河川・砂防 (6) 送変電・配電 (7) 道路、鉄道、橋梁 (8) 空港 (9) 港湾 (10) 上水道、下水・廃水処理 (11) 廃棄物処理・処分 (12) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの） (13) 林業 (14) 観光	(1) 鉱業開発 (2) 工業開発 (3) 火力発電（地熱含む） (4) 水力発電、ダム、貯水池 (5) 河川・砂防 (6) 送変電・配電 (7) 道路、鉄道、橋梁 (8) 空港 (9) 港湾 (10) 上水道、下水・廃水処理 (11) 廃棄物処理・処分 (12) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの） (13) 林業 (14) 観光
2. 影響を及ぼしやすい特性 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採	2. 影響を及ぼしやすい特性 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採
3. 影響を受けやすい地域 以下の地域又はその周辺 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民のための地域、文化遺産等） (2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 ＜自然環境＞ ・原生林、熱帯の自然林 ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等） ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 ＜社会環境＞ ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を	3. 影響を受けやすい地域 以下の地域又はその周辺 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民のための地域、文化遺産等） (2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 ＜自然環境＞ ・原生林、熱帯の自然林 ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等） ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 ＜社会環境＞ ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

有する地域 ・少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域	地域 ・少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域
別紙 3 カテゴリー A 案件のための環境影響評価報告書 環境影響調査報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。環境影響調査報告書には以下の項目が含まれるべきである（順不同）。 1. 概要 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。 2. 政策的、法的、及び行政的枠組み 環境影響評価報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。 3. 案件の記述 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る資材（例：パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等）についての記述も全て含まれる。住民移転計画又は社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。 4. 基本情報 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの	（別紙 3） カテゴリー A 案件のための現地環境影響評価報告書 現地環境影響調査報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。現地環境影響調査報告書には以下の項目が含まれるべきである（順不同）。 概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。 政策的、法的、及び行政的枠組み — 現地環境影響評価報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。 案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る資材（例：パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等）についての記述も全て含まれる。住民移転計画又は社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。 基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

立地、設計、運営及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。 5. 環境への影響 プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要しない事項を特定する。 6. 代替案の分析 プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。 7. 環境管理計画 環境や社会に与える負の影響を排除、相殺、または許容水準まで削減するためにプロジェクトの実施・運営期間中に取られる一連の緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。 8. 協議 協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。 注) 世界銀行 Operational Policy 4. 01 (OP4. 01) Annex	環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要しない事項を特定する。 代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。 環境管理計画 — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を行う。 協議 — 協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。 注) 世界銀行 Operational Policy 4. 01 (OP4. 01) Annex Bに基づき作成
---	---

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

Bに基づき作成	
別紙4 スクリーニング様式 案件名： 事業実施機関： 記入責任者の氏名、所属・役職名、組織名、連絡先 名前： 所属・役職名： 組織名： TEL： FAX： E-Mail： 記入日： 署名： チェック項目 質問1. プロジェクトサイトの住所 質問2. プロジェクトの内容 質問3. プロジェクトは、新規に開始するものですか、既に実施しているものですか？既に実施しているものの場合、既に行われているプロジェクトは現地住民より強い苦情等を受けたことがありますか？ ☐新規 ☐既往(苦情あり) ☐既往(苦情なし) ☐その他() 質問4. プロジェクトに関して、環境影響評価(EIA、IEE 等)は制度上必要ですか？必要な場合、実施または計画されていますか？ 要(☐実施済み、☐実施中、☐計画中、☐計画なし) ☐不要 ☐その他 (法律またはガイドラインの名称：) 質問5. 事業対象地内または周辺域に以下に示す「影響を受けやすい地域」がありますか？ ☐YES ☐NO YES の場合、該当するものをマークしてください。 ☐国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) ☐原生林、熱帯の自然林 ☐生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マ	

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

ングローブ湿地、干潟等) ☐国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ☐大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 ☐砂漠化傾向の著しい地域 ☐考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 ☐少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域 質問6. プロジェクトの環境社会影響はほとんどないと考えられますか？ ☐YES ☐NO 質問5と質問6がNOの場合、以降の質問に答えていただく必要はありません。その他の場合は、以降の質問にお答えください。 質問7. 緊急性の高いプロジェクトに該当しますか？ ☐YES ☐NO 質問8. 以下に掲げるセクターに該当するプロジェクトですか？ ☐YES ☐NO YESの場合、該当するセクターをマークしてください。 ☐鉱業開発 ☐工業開発 ☐火力発電(地熱含む) ☐水力発電、ダム、貯水池 ☐河川・砂防 ☐送変電・配電 ☐道路、鉄道、橋梁 ☐空港 ☐港湾 ☐上水道、下水・廃水処理 ☐廃棄物処理・処分 ☐農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) ☐林業	
---	--

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

☐観光 質問 9. 関係する環境社会影響をマークしてください。 ☐大気汚染 ☐水質汚濁 ☐土壌汚染 ☐廃棄物 ☐騒音・振動 ☐地盤沈下 ☐悪臭 ☐底質 ☐生物・生態系 ☐水利用 ☐事故 ☐温室効果ガス ☐地形・地質 ☐非自発的住民移転 ☐雇用や生計手段等の地域経済 ☐土地利用や地域資源利用 ☐社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織 ☐既存の社会インフラや社会サービス ☐貧困層・先住民・少数民族 ☐被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性 ☐ジェンダー ☐子どもの権利 ☐文化遺産 ☐地域における利害の対立 ☐HIV/AIDS 等の感染症 質問 10. プロジェクトにおいて以下に示す要素が予定されていますか？ ☐YES ☐NO YES の場合、該当するものをマークしてください。 ☐非自発的住民移転（規模：人） ☐地下水揚水（規模： m³/年） ☐埋立、土地造成、開墾（規模： ha） ☐森林伐採（規模： ha）	
--	--

JICA ガイドライン案と改定委員会提言の比較

質問 1 1. 環境影響評価が既に実施されている場合、環境影響評価は環境影響評価制度に基づき審査・承認を受けていますか？既に承認されている場合、承認年月日、承認機関について記載してください。 承認済み(附帯条件なし) ☐ 承認済み(附帯条件あり) ☐ 審査中 ☐ 手続きを開始していない ☐ その他 () (承認年月日 : 承認機関 :) 質問 1 2. 環境影響評価以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。 ☐ 取得済み ☐ 取得必要だが未取得 ☐ 取得不要 ☐ その他 () (許認可名 :) 質問 1 3. 環境社会配慮が必要な場合、ステークホルダーへの情報提供や協議を行うことは可能ですか？ ☐ YES ☐ NO 質問 1 4. 環境社会配慮が必要な場合、JICA が要請書を情報公開することは可能ですか？ ☐ YES ☐ NO 質問 1 5. プロジェクトの規模(概略開発面積、施設面積、生産量、発電量、距離等)について記入してください。	
---	--